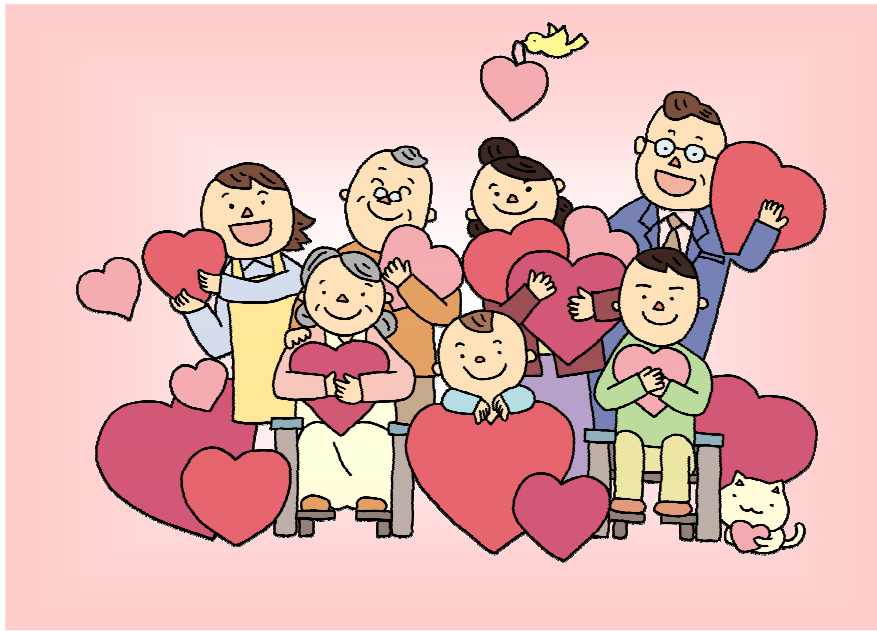


昭島市児童発達支援基本計画

【概要版】



1 計画の基本的な考え方

- ・近年、「発達障害」などの特別な支援が必要な子どもたちが増えてきています。
- ・そうした子どもたちへの支援として、平成 17 年 4 月より発達障害者支援法に基づいた取り組みが進められています。
- ・発達障害者支援法では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害」とされています。
- ・昭島市では、「発達障害」などの要配慮児童の自立に向けて、身近な地域で、適切な支援を継続して提供することができる、児童発達支援の総合的なシステム構築を目指すための基本計画を策定しました。
- ・この計画は、0～18 歳未満の要配慮児童とその保護者などを対象とした支援のあり方についての基本的な考え方と、支援の拠点となる（仮称）昭島市児童発達支援センターの整備方針について定めたものです。

2 発達障害について

発達障害 それぞれの特性について

自閉症スペクトラム症／ 自閉症スペクトラム障害

- * 他とコミュニケーションをとったり、共感し合ったりすることが難しい
- * 興味、関心の範囲が狭く、特定のもの、場所、行為へ強くこだわる

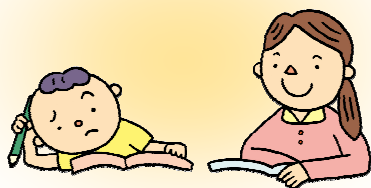
スペクトラムは、「連続体」といった意味をもち、自閉症には重症から軽症まであり、知的に障害がある場合もあれば、知的レベルの高い人もいて、その現れ方はさまざまです。ただし、自閉症の3要素「社会性の問題」「コミュニケーションの問題」「想像力の問題」は共通しています。

注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害(AD/HD)

- * 不注意：集中できない
- * 多動性：じっとしてられない
- * 衝動性：考えるよりも先に動く

限局性学習症／限局性学習障害(SLD)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は、推論する能力のうち特定のものの学習と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。



「成長とともに自然に身につくことが身につかない」
「学習を積んでも獲得するのに時間がかかる」
「生活する中で本人や周りが困った状況を余儀なくされる」
など、
社会生活での不都合や支障をきたしている場合に
支援が必要となります。

3 計画の基本目標

本計画では、要配慮児童の社会での自立につながるように、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備など、総合的な支援体制を構築し、各ライフステージと個のニーズ（児童の特性）に応じた、適切で継続したサービスの提供を図ります。

【基本目標】

要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する

4 発達支援について（要配慮児童の自立への道筋）

基本目標を実現していくための、発達支援の道筋として次の3つを定めます。

基本的生活習慣の構築

子どもが成長・発達するために、基本的生活習慣を身につけることができるように、適切な支援に努めます。

自己実現・自立

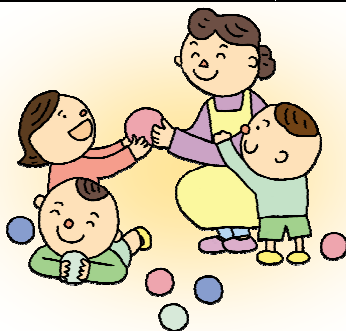
自立に向けた支援として、個々の自己実現を目指し、生活態度や生活意欲を醸成し、その継続が図られるように努めます。

要配慮児童の自立に向けた環境整備

要配慮児童の自立に向けては、個々の自立への道筋を明確にするとともに、その特性に配慮した、継続的・長期的支援を行い、地域の一員として自立できる環境整備に努めます。

子どものライフステージに応じた支援

教育			《特別支援教育との連携》 ＊就学相談の充実 ＊個別の教育支援計画の引き継ぎ	
			《福祉と教育との連携》 ＊個別的継続的支援 ＊特別支援コーディネーターの充実	《就労に向けた支援》 ＊支援の場の拡充
福祉			《放課後の居場所》 ＊放課後等デイサービス	
保健・医療			《早期からの医療との連携》 ＊重度障害への対応	
			《気づきの促進と早期支援》 ＊各相談事業 ＊乳幼児健康診査フォロー体制 ＊児童発達支援事業 ＊保護者への相談・支援	
	乳児期	幼児期	学齢期	若者期 (18歳未満)



5 支援の方針（施策展開の方向性）

本計画の施策を展開していくための方向性として、次の5つの方向性を定め、具体的な施策を推進していきます。

早期発見・早期対応の充実

- 児童における発達障害その他の要配慮状態を早期に発見し、適切な療育・支援に結びつけます。
- 早期から支援を行うことで、要配慮児童の抱える生活上の困難を軽減し、将来において不登校や引きこもり、社会生活への不適應などに陥るリスクを軽減します。
- 早期対応につなげるため、教育・保育施設などの関係機関と連携し「気づき」を保護者へ働きかけるように努めます。

学齢期における支援

- 小学校就学前後の支援情報の引き継ぎについて、支援の継続性を確保できる体制の整備を図ります。
- 学齢期において、はじめて発達障害が疑われる児童・生徒に対する支援体制の整備を図ります。
- 要配慮児童に対する個々の特性にあった支援を推進するため、教職員の指導力の向上と、特別支援教育コーディネーターの確保を図ります。
- 個別の教育支援計画を通して保護者に対する継続した相談体制の構築と、要配慮児童の中学校卒業後における高校進学・就労へ向けた支援の充実を図ります。
- 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を踏まえ、昭島市教育委員会における特別支援教育体制の整備を進めます。

関係機関との連携体制の構築

- 保健・医療・福祉・教育・就労など、多様な関係機関の連携体制を構築し、要配慮児童に対し、ライフステージを通じた途切れのない支援を行います。
- ライフステージが変わるたびに、それまでに蓄積された支援情報が途切れることなく確実に引き継がれるように、適切なコーディネートを行います。

保護者への支援も含めた支援体制の整備

- 年々増加する保護者からの相談に適切に対応し、子どもの障害などに関する保護者の認知や理解について働きかけることで、必要な療育につなげることができるよう相談から療育に至る継続した支援体制を整備します。
- 保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないように、生活上の助言や保護者相互の交流などによる支援体制の整備を図ります。

要配慮児童を取り巻く環境の整備

- 要配慮児童や発達障害などに対する地域の理解を促進し、支援のための人材育成に努めるとともに、教育・保育施設などの関係機関との連携を強化し、地域で支えるための基盤の整備、充実を図ります。
- 要配慮児童の支援においては、関係機関相互がそれぞれの役割を十分に理解し、連携して責務を遂行することができるように、よりよい地域連携づくりを進めます。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、要配慮児童とその保護者を取り巻く環境の整備に努めます。

6（仮称）昭島市児童発達支援センターの整備と機能について

（仮称）昭島市児童発達支援センターは、相談部門と発達支援部門を二つの柱として、地域において要配慮児童に対する支援を総合的に実施する中核的な支援拠点として位置づけています。

支援の対象

（仮称）昭島市児童発達支援センターは、要配慮児童とその保護者などを対象とします。

地域支援体制の構築

- ・ 要配慮児童を取り巻く環境の整備に向け、地域での支援体制の構築を担います。
- ・ 保健・医療・福祉・教育・就労などの多様な関係機関の連携体制を構築し、そのコーディネート機能を担います。
- ・ 要配慮児童への支援に携わっている専門職などに対する研修会を開催し、より適切な支援が実施できるよう、資質の向上と人材の育成を図ります。

相談支援機能・関係機関への支援

- ・ 要配慮児童の保護者や関係機関からの相談、問い合わせについて、専門的な立場からの支援を行います。
- ・ 各種の相談に対して可能な限り包括的な対応を進めるため、専門機関との緊密な連携・協力体制の確保を図ります。
- ・ 教育・保育施設や小学校、学童クラブなどの関係機関からの相談や、これらの施設に在籍する保護者などの相談に対し、訪問による助言を行います。

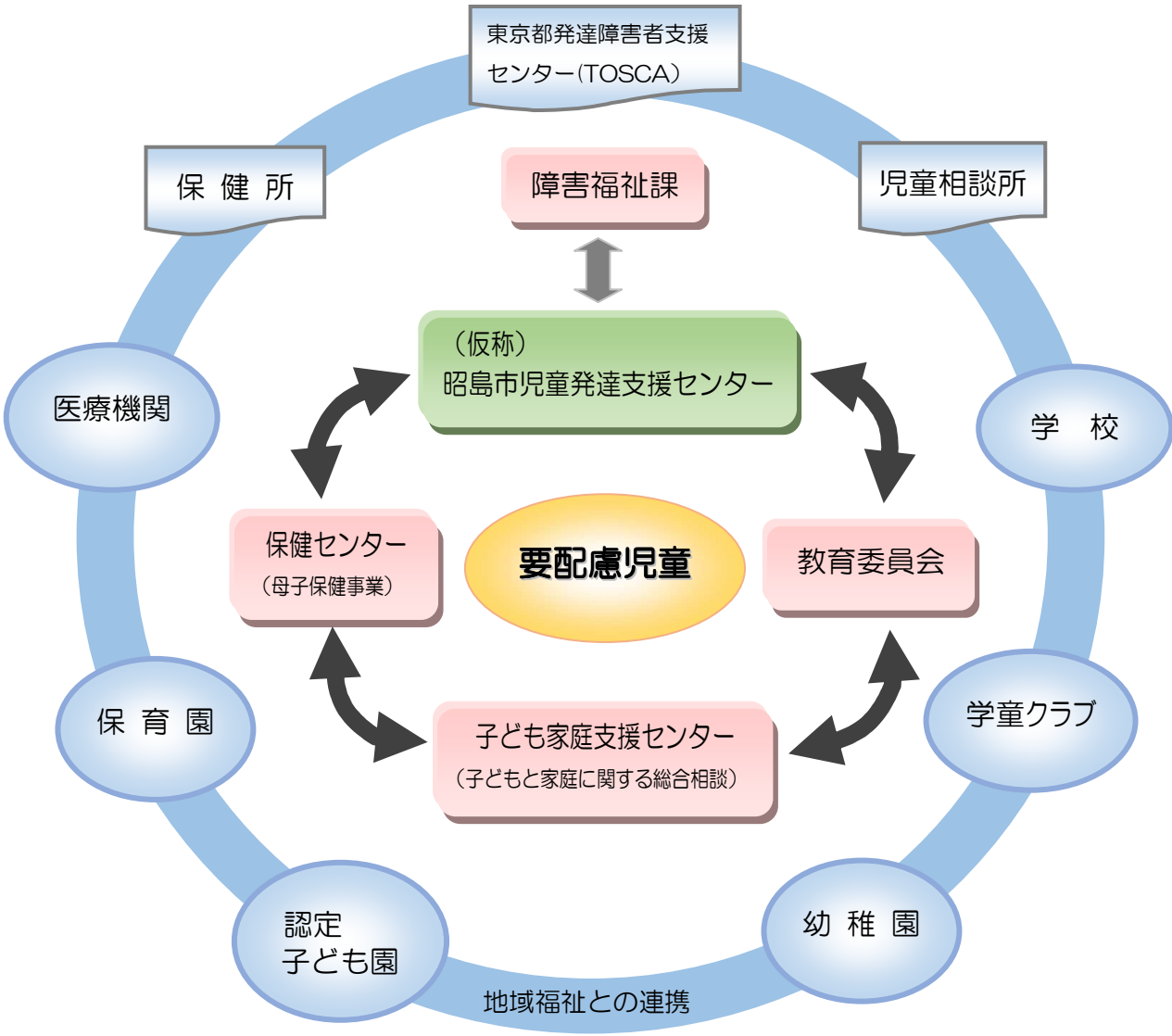
ライフステージを通じた継続的な支援体制の構築

関係機関と連携し、乳幼児期からライフステージを通じた継続的な支援の確保を図ります。

発達支援事業に係る取組

- ・ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練など、通常通園（母子分離）・親子通園などを併用しながら実施します（児童発達支援）。
- ・ 授業の終了後又は学校の休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流を促進します（放課後等デイサービス）。
- ・ 保育所など児童が集団生活を営む施設などに通う要配慮児童につき、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います（保育所等訪問支援）。

（仮称）昭島市児童発達支援センターと地域の連携体制



昭島市児童発達支援基本計画・概要版

発行年月 平成27年3月

發行 昭島市

編 集 昭島市 子ども家庭部 子ども育成課

〒 196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

Tel 042-544-5111 (代表)

Fax 042-546-5496